

議 題

- | | | |
|--------------------------|-------|-------|
| (1) 平成 25 年度事業報告 | ----- | 3 - 1 |
| (2) 平成 25 年度会計報告・監査報告 | ----- | 3 - 2 |
| (3) 平成 26 年度事業計画案及び予算案 | ----- | 3 - 4 |
| (4) 平成 26 年度役員選出案 | ----- | 3 - 6 |
| (5) 平成 27 年度要望事項等 | ----- | 3 - 7 |

平成 25 年度住宅市街地整備推進協議会事業報告

1 幹事会議の開催

第 1 回 平成 25 年 4 月 19 日（金） 於 国土交通省 住宅局 会議室

- 〈内容〉
- ① 平成 24 年度事業報告・決算報告
 - ② 平成 25 年度事業計画・予算案の確認
 - ③ 第 23 回全国会議議題等について

第 2 回 平成 26 年 1 月 31 日（金） 於 国土交通省 住宅局 会議室

- 〈内容〉
- ① 平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算概要の説明、延焼遮断帯形成事業・耐震対策緊急促進事業等の制度の説明
 - ② 平成 25 年度協議会活動について

2 第 23 回住宅市街地整備推進協議会全国会議の開催

平成 25 年 6 月 20 日（木）、21 日（金） 於 神奈川県横浜市

- 〈内容〉
- ① 平成 25 年度予算内容、事業計画等の説明
 - ② 住市総等事業地区事例研究等

3 住宅市街地整備研修会

平成 25 年 7 月 25 日（木）、26 日（金） 於 大和ハウス東京ビル

- 〈内容〉
- ① 住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業等の講演
 - ② 密集市街地整備に関する事例紹介等

4 ブロック活動

- ・九州ブロック会議 平成 25 年 10 月 24 日（木）、25 日（金）
- ・中国・四国ブロック会議 平成 26 年 1 月 24 日（金）

5 ホームページ運営

- ・協議会概要・活動報告の更新
- ・住市総（拠点・密集）事業、街なみ環境整備事業の事業地区紹介（13 地区追加）

以 上

住宅市街地整備推進協議会
平成 25 年度会計報告書・監査報告書

	項 目	金 額	摘 要
収入の部	前年度繰越金	4, 2 8 0, 9 1 5 円	平成 26 年 4 月 7 日時点
	年会費	2, 0 6 8, 0 0 0 円	
	預金利息	5 6 2 円	
	収入 計	6, 3 4 9, 4 7 7 円	
支出の部	会議費	1 3 4, 0 9 8 円	会場使用料、お茶代等
	全国会議費	1, 7 6 7, 1 4 8 円	開催費（会場費、資料印刷費等）
	研修会負担金	6 6 6, 0 0 0 円	住宅市街地整備研修会に係る負担金
	通信費	3, 9 2 4 円	郵送費用、振込手数料
	事務費	9 1 6, 3 0 2 円	HP の維持管理費、事務局補助業務
	支出 計	3, 4 8 7, 4 7 2 円	
	次年度繰越金	2, 8 6 2, 0 0 5 円	

・ 次年度繰越金の内訳

預金 2, 8 6 2, 0 0 5 円

みずほ銀行九段支店 普通預金 No. 2 0 9 2 4 4 7

住宅市街地整備推進協議会 2, 8 6 2, 0 0 5 円

平成 26 年 4 月 21 日、上記のとおり会計報告致します。

事務局 独立行政法人都市再生機構

ウェルフェア推進事業部 ウェルフェア推進戦略チームリーダー

間瀬 昭一



平成 26 年 4 月 21 日、上記について監査の結果、適正であることを報告致します。

監 査 世田谷区 都市整備部 地域整備課長 佐々木 洋



監 査 京都府 建設交通部 住宅課長 田中 政幸



第23回住宅市街地整備推進協議会全国会議(平成25年度)収支報告

	項 目	金 額	適 用
収入の部	参加費	202, 000円	@2, 000円×101人分
	協議会負担金	1, 767, 148円	住宅市街地整備推進協議会予算より支出
	収入計	1, 969, 148円	
支出の部	会議費	1, 822, 348円	会場使用料、冊子印刷代等
	現地研修会費	146, 800円	会場使用料、シーバス代金
	支出計	1, 969, 148円	

平成 26 年度 住宅市街地整備推進協議会事業計画（案）

会議名称等	内容	時期等
ブロック会議	・平成 26 度ブロック幹事等の選出 ・平成 27 度住宅市街地整備関係政府予算に対する各ブロックの要望事項について集約	～ 4 月
幹 事 会 議	・平成 25 年度事業報告・決算報告 ・平成 26 度事業計画案・予算案 ・平成 27 度要望事項等 ・意見交換	【第 1 回幹事会議】 4 月 11 日 於：国土交通省住宅局 会議室
	・平成 27 度政府予算に係る説明 ・平成 25 度活動状況報告 ・意見交換	【第 2 回幹事会議】 1 月下旬予定
全 国 会 議	・平成 25 度事業報告・決算報告 ・平成 26 度事業計画案・予算案 ・平成 26 度役員選出 ・平成 27 度要望事項等 ・研究会・その他	5 月 22 日～ 5 月 23 日 於：北海道（札幌市他）
住宅市街地整備研修	・国土交通省市街地住宅整備室より（予定） ・事業実施事例報告（予定）	7 月 24 日～ 25 日 於：アクセス渋谷フォーラム（渋谷クロスタワー 24 階）
ブロック活動	・ブロック部会活動	
ホームページ運営	・ホームページの更新	
そ の 他	・名簿作成	

平成 26 年度 住宅市街地整備推進協議会予算（案）

区分	経 費 項 目		予 算 額	備 考
収 入	繰越金		2,862,005 円	
	会費		2,068,000 円	
	(内 訳)	地方公共団体等	1,908,000 円	【内訳】 ・ 20,000×95 団体 ・ 8,000×1 団体 ・ 規約第 15 条第 4 項による会費免除 団体 19 団体※ ・ 規約第 15 条第 5 項による会費免除 団体 5 団体
		住宅金融支援機構	80,000 円	
		都市再生機構	80,000 円	
	計		4,930,005 円	
支 出	会議費		1,200,000 円	【内訳】 ・ 北海道東北 200,000 円 ・ 関東甲信 200,000 円 ・ 東海北陸 200,000 円 ・ 近畿 200,000 円 ・ 中国四国 200,000 円 ・ 九州 200,000 円
	全国会議開催費		1,800,000 円	
	研修会負担金		750,000 円	住宅市街地整備研修会
	印刷・通信費		100,000 円	
	庶務業務委託費		1,000,000 円	【内訳】 ・ 事務局委託 300,000 円 ・ ホームページ作業・維持管理等 700,000 円
	予備費		80,005 円	
	計		4,930,005 円	

※平成 25 年度に引き続き、東日本大震災の被災地については、会費免除とする。（規約参照）

平成26年度役員選出（案）

(ブロック会議による選出)

① 幹事 *：ブロック代表

北海道・東北ブロック	北海道*	福島県
関東・甲信ブロック	長野県*	東京都
東海・北陸ブロック	愛知県*	静岡県
近畿ブロック	和歌山県*	京都市
中国・四国ブロック	広島県*	高知県
九州ブロック	熊本市*	宮崎県

(部会による選出)

② 部会幹事	<u>住市総事業部会</u>	<u>密集事業部会</u>	<u>街なみ事業部会</u>
北海道・東北ブロック	岩手県	秋田県	青森県
関東・甲信ブロック	北区	品川区	千葉県
	川口市	中野区	栃木県
	川崎市	練馬区	
	草加市	横浜市	
東海・北陸ブロック	名古屋市	愛知県	石川県
近畿ブロック	奈良県	神戸市	滋賀県
	大阪市	兵庫県	
中国・四国ブロック	－	島根県	広島県
九州ブロック	熊本市	宮崎県	大分県

(全国会議による選出)

③ 協議会代表	福岡市
④ 協議会副代表	東京都
	北海道
	広島市
⑤ 監査	神奈川県
	大阪府
⑥ 部会長	北区
・住市総事業部会	神戸市
・密集事業部会	青森県
・街なみ事業部会	

平成27年度 住宅市街地整備関係政府予算に対する要望事項

住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保・配分について	住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	北海道・東北
2	住市総(密集型・拠点型)	住宅市街地総合整備事業を計画的に推進するため、事業主体が必要とする予算確保と配分をお願いいたします。	関東・甲信
3	平成27年度の事業予定について	「松原団地駅西側地区住宅市街地総合整備事業」 整備地区内における、地域生活基盤施設(コミュニティ施設)の整備及び公共施設(道路)の設計を予定しているため、事業主体が必要とする予算確保と配分をお願いしたい。	関東・甲信
4	制度拡充に関する要望	<要望の要旨> ○老朽建築物等除却及び用地取得に伴う租税特別措置法の適用について 収用等に関する事業にかかわらない老朽建築物等除却に伴う建物補償及び公共用地の売却費用に対しても収用等の場合の課税の特例(5000万円控除)と同様の課税特例が適用できるよう要望します。(収用等に関する事業では、租税特別措置法による所得の特別控除(5000万円)が適用されているが、住市総事業においては、現制度では適用されないため要望するものです。) ○電柱類の地中化について 住宅市街地総合整備事業において、通常の電柱類の地中化だけでなく、高圧線の地中化についても、補助の適用を要望します。(今後、高圧線の地中化が実施される可能性があるため、要望するものです。) ○補助金の要望に対する全額内示について 住宅市街地総合整備事業等の災害に強いまちづくりにかかわるものについては、実施中の事業を最優先に考え、要望額に対する予算額の確保を要望します。(国費内示額が要求額からカットとなったため、事業スケジュールの見直しを余儀なくされた。今後、計画的な事業推進のため、要望額に対する予算額の確保を要望するものです。)	近畿
5	住市総事業における税制上の優遇措置	住市総事業に伴う用地取得や老朽住宅買収除却について、収用事業と同様に譲渡所得の5,000万円控除の適用をお願いします。	近畿

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	住市総(密集型)	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を計画的に推進するため、事業主体が必要とする予算確保と配分をお願いします。	関東・甲信
2	政府予算に対する要望	現行の補助制度の維持及び予算の確保をお願いしたい。	関東・甲信
3	密集市街地整備を推進するための制度拡充及び財源の確保	・東日本大震災をはじめとして、近年、全国各地で大規模な地震が頻発し、本市においても、東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧され、甚大な被害が想定されている。 ・本市では、「防災性向上重点地区(約3,800ha)」(緊急密集市街地)や「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」(重点密集市街地)を中心に、市街地の不燃化や避難経路の確保に向け、国の補助制度を活用し、防災面や住環境面での改善に努めてきた。 ・また、平成24年11月には副市長をリーダーとして、関係区長等で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、地域特性に応じた密集市街地整備の更なる推進をめざしているところである。 ・こうしたなか、密集住宅市街地整備の重点的かつ緊急的な推進を図るためには、国の補助制度の拡充や財源確保が必要である。 ■要望概要 社会資本整備総合交付金制度の基幹事業である「住宅市街地総合整備事業」における老朽住宅の建替えや除却等に対する補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 (例) ・民間負担の軽減を図る観点から、「住宅市街地総合整備事業」による補助に加え、国単独の補助を実施 ・地方の財源確保に向け、地方負担額について起債措置	近畿

4	収用事業に準ずる税制上の措置を講ずる	住宅市街地総合整備事業(密集型)による任意事業で進めている密集市街地整備事業について、税制上の措置として全て5,000万円控除(収用事業に準ずる)を適用されたい。	近畿
5	国の支援拡充	(要望内容) 密集市街地の整備事業における地方に対する国の支援を拡充すべき。 (要望理由) H32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消するための整備を達成するには、財政状況の厳しい地方公共団体の負担を軽減する国の強力な財政的支援が必要のため。 《施策例》 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の補助率かさ上げ、地方負担分の起債に対する交付税措置の拡充など。	近畿
6	国の支援拡充(延焼遮断帯の整備促進)	(要望内容) 密集市街地内の延焼遮断帯(都市計画道路などの広幅員道路等)の整備を促進するため国の支援を拡充すべき。 (要望理由) H32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消するための整備を達成するには、財政状況の厳しい地方公共団体の負担を軽減する国の強力な財政的支援が必要のため。 《施策例》 広幅員道路等の整備を対象とする住宅市街地総合整備事業(関連公共施設整備)の補助率かさ上げ、地方負担分の起債に対する交付税措置の拡充など。	近畿
7	住宅税制を活用した誘導施策	＜要望の要旨＞ (要望内容) 老朽木造住宅の除却をより一層促進するため、住宅税制を活用した誘導施策を行っていくべき。 (要望理由) H32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消するための整備を達成するには、固定資産税の住宅用地特例等の住宅税制の見直し等、市街地の実態を踏まえた安全性向上に資する制度の導入が必要のため。 《施策例》 ①老朽空き家の住宅用地特例の適用適正化 活用見込みのない老朽化した空き家を固定資産税の住宅用地特例の適用対象外にする ②老朽家屋除却後の跡地に対する固定資産税の減免 老朽家屋を除却した敷地について、更地であっても一定期間、住宅用地特例並み固定資産税を軽減。加えて本措置に伴う収収減に対して国が市町村に助成	近畿
8	建築物の耐火性能等に関する研究の実施	(要望内容) 管内市町村のほとんどが活用している不燃領域率の評価改善を図るため、近年の住宅性能の向上を踏まえた防火木造建築物等の耐火性能、延焼遅延効果の反映方法等に関する研究を実施されたい。 (要望理由) 市街地大火の可能性を測定する指標である不燃領域率では、防火木造建築物は不燃性向上に寄与しないものと設定されている。 しかし、指標を検討した時期と比べ、近年の住宅性能は相当向上しているものと考えられる。 また、防火木造建築物等の延焼遅延効果を評価できる指標である延焼抵抗率については、算定にGISが必要であり、厳しい地方財政状況の折、導入や維持が困難な状況である。不燃領域率においても、現在の市街地状況を適切に把握できるよう、防火木造建築物の耐火性能、延焼遅延効果の反映方法等に関する研究が必要。	近畿
9	市街地整備関係予算の確保について	防災関係の事業に集中して投資する必要があることは承知していますが、近年の住宅局所管の市街地整備関係予算の内示は要望に対して満額の内示となることはない状況です。 一方で国土交通省都市局所管の都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)は、平成25年度においては満額内示となった計画もあることを確認しており、近似したまちづくり関係事業の交付金で都市局と住宅局で内示率に差が出ています。 つきましては、都市局と住宅局のまちづくり事業で内示に差が出ないよう住宅局全体の予算増により市街地整備予算の確保をお願いするもの。	九州

住宅市街地総合整備事業(都市再生住宅等整備事業)

No	要望事項	要旨	ブロック
1	再開発住宅(現:従前居住者用賃貸住宅)へのエレベーター設置の基幹事業化	(要望内容) 再開発住宅制度等(現:都市再生住宅等整備事業)に基づき建設した従前居住者向けの再開発住宅(現:従前居住者用賃貸住宅)にエレベーターを設置する場合、社会資本整備総合交付金における基幹事業の対象とすること。 (要望理由) 本市では、昭和50年代より、市街地再開発事業等の施行に伴い住宅を失う従前居住者向けの住宅として、再開発住宅(現:従前居住者用賃貸住宅)の整備を進めてきた。市街地再開発事業等の完了後は、既存ストックの有効活用の観点から、一般市民も対象として入居者募集を行うことにより、再開発住宅の活用を図っている。 一方で、昭和50年代に建設された再開発住宅はエレベーターが設置されていないものが多く、現在、エレベーターの設置を検討しているところである。 しかし、現行制度における基幹事業の対象は、公営住宅や改良住宅等に限られており、再開発住宅は対象外とされていることから、事業促進を図るために、対象の拡充を要望するものである。	近畿

街なみ環境整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算確保・配分について	街なみ環境整備事業の計画的な推進のため、事業主体が必要とする額の予算確保と配分をお願いしたい。	関東・甲信
2	予算額の確保	新たな地区設定に伴う整備区域の拡大により、補助金申請が増加傾向にあるため、事業実施に必要な予算確保を要望する。	関東・甲信

住宅・建築物安全ストック形成事業・耐震対策緊急促進事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	基礎額の算定方法の見直し 住宅の耐震改修等又は建替えに関する事業の基礎額について	住宅の耐震改修等を緊急に促進するための支援強化を目的とした次元拡充措置適用期間の延長 ・平成23年3月に住生活基本計画が見直され、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられた。 ・住宅の耐震改修等を緊急に促進することを目的とし、平成25年度補正予算において、住宅の改修等について、戸あたりの30万円(国費15万円)の加算を行うと共に、交付限度額に加算分の上乗せを行う措置を平成25年度末までの次元拡充措置として講じているものについて、平成26年度末までの延長が決定したところであるが、引き続き支援強化の必要があることから、適用期間の延長を要望するもの。	北海道・東北
2	耐震診断義務化建築物への耐震診断・耐震改修補助制度に係る地方への財政措置の拡充について	・平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、一定規模以上の不特定多数の者や避難弱者が利用する建築物等について耐震診断が義務化された。 ・国は地方公共団体に、耐震診断義務化建築物を対象とした耐震診断・耐震改修に係る補助制度の創設を求めているところであるが、制度の創設にあたっては、財源の確保が問題になっている。 ・このことから、地方公共団体が耐震診断・耐震改修に係る補助制度の創設をするにあたっては、特別交付税措置の拡充を行うなどの確実な財政措置を講じること。	北海道・東北
3	住宅・建築物の耐震改修費補助への補助率の拡充、地方負担額の軽減	・東日本大震災による甚大な被害が報告され、東海地震や東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化促進は、喫緊の課題である。 ・住宅・建築物の耐震改修は、所有者にとって費用負担が非常に大きいことから、限度額及び補助率の引き上げなど、公的支援の充実が必要不可欠である。こうしたことから、ほぼすべての政令市において、社会資本整備総合交付金効果促進事業を活用し、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱に定める補助率以上の補助率により、事業を実施している状況にある。 ・今後、短期間に多額の事業費を要することから、耐震化を強力に進めるためには、地方の財源確保が必要である。 ■要望概要 ○「住宅・建築物安全ストック形成事業」における耐震改修費補助制度の補助率の引き上げ、地方負担額の軽減措置を要望 例) 民間建築物の耐震改修費に対する補助率23%を2/3へ引き上げ 民間建築物の耐震化に対する補助の地方負担部分に起債充当措置 ○耐震診断が義務付けられる建築物を対象とした「耐震対策緊急促進事業」における補助率の引き上げを要望 例) 交付金と補助金とを合わせて国費率1/3を1/2へ引き上げ	近畿

4	耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の国の補助率の拡充	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る国の支援について、現在の補助スキームでは、従来の住宅・建築物安全ストック形成事業に加え耐震対策緊急促進事業が創設されましたが、これを考慮しても所有者負担が大きく、実効性が低いと考えられます。耐震化への取組みを一層促進するため、国の補助率の拡充を要望します。 ※地方負担がない場合 :所有者負担88.5% 地方負担が11.5%の場合 :所有者負担55.2% 【要望の理由】 要緊急安全確認大規模建築物の床面積を12,000㎡とした場合、安全ストックの上限額単価47,300円/㎡(平成25年度時点)から約5.6億円が事業費となり、地方負担を考慮しても、所有者負担は3億円(地方負担がない場合5億円)となり、所有者負担が大きく耐震化に踏み切れない。このため、国の補助率の拡充により、所有者負担軽減を図り耐震化を促進したい。	中国・四国
---	--	---	-------

社会資本整備総合交付金

No	要望事項	要旨	ブロック
1	予算の確保と配分について	平成25年度の社会資本整備総合交付金は平成24年度に対して比較的良好な配分であったが、平成26年度にあつては、平成24年度並みまたはそれ以下ともいわれている。 このような中、平成27年度社会資本整備総合交付金の予算については、必要な予算確保と、各自治体の実情を踏まえた適切な配分とされたい。	関東・甲信
2	平成27年度以降も、引き続き、社会資本整備総合交付金による住宅市街地整備事業への配分を確保されたい。	平成24年度補正予算から新たに防災・安全交付金が創設され、従来の社会資本整備総合交付金が二分化されたことにより、通常社会資本整備総合交付金予算が縮小されておりますが、通常社会資本整備総合交付金でしか執行できない事業も多くあることから、通常社会資本整備総合交付金予算の確保を要望するものです。	東海・北陸
3	交付金の手続き、住宅市街地総合整備事業の協力者に対する税控除について	・交付申請から交付決定までの標準期間は30日とされているが、予定期日を過ぎても交付決定の確認ができず、事業着手の判断に苦慮している。特に、交付金に係る間接補助制度を運用している場合には、市民等(制度利用者)からの市事業や行政に対する不信を招くことにもなりかねないため、交付決定の連絡について調整いただきたい。 ・収用事業である街路事業であれば、事業認可を要件として、事業協力者に対して租税特別措置法による所得の特別控除(5,000万円以内)が適用されるが、住宅市街地総合整備事業の協力者に対しては、現行制度では適用されないため、大臣受理された整備計画に基づく事業について同様に適用されたい。	近畿

市街地再開発事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	交付期限の延長	現在、組合設立、事業計画認可に向けた取り組みがなされている地区についても今後の建設費高騰などによる事業成立性の影響から事業進捗の停滞が懸念されるため、交付対象事業の拡大(都市計画決定期限の延長等)及び、着工期限の延長を要望する。	関東・甲信

優良建築物等整備事業

No	要望事項	要旨	ブロック
1	中心市街地活性化基本計画の区域内における事業費率の嵩上げ	現在、市街地再開発事業の国費率の特例で、中心市街地活性化基本計画の区域内における事業費率の嵩上げがあり、土地整備費及び共同施設整備費の事業者負担が3割から2割または、1割になる。 このような制度が優良建築物整備事業でもあれば、老朽化した空きビル等の所有者も事業をやりやすくなり、身の丈に応じた事業が可能となると考える。	北海道・東北
2	施行区域の追加	優良再開発型優良建築物等整備事業の施行区域に「津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域」を追加し、津波災害警戒区域内で津波避難ビルを建設するときには事業活用可能とすること。	中国・四国
3	民間事業者が事業主体の場合であつて、住戸分譲等を伴う整備事業を行う場合、消費税額を全て補助対象外とし、対象外とした消費税相当額を次の各項目に上乗せするよう改正されたい。 1) 包括積算方式の乗率に消費税相当額を上乗せ 2) 個別積算については、乗率規定を設け、消費税相当額を個別積算対象額に上乗せ。	民間事業者が事業主体であり、住戸分譲等を伴う整備事業を行う場合、消費税仕入控除税額が明らかになるのは、通常、補助対象物件の分譲後の消費税の申告後であることから、一般的には国費請求後であり、補助金返還を伴うような事業スキームとなっている。 地方において、補助金返還は、民間事業者への影響(返還命令)や、議会の議決等、労力がかさいたため、本来補助対象とできる消費税全額を対象外とするなどの苦肉の策を取らざるを得ない状況である。 以上のことから、消費税額を対象外とする代わりに、消費税相当額分の補助対象事業費を拡大されたい。	中国・四国

その他

No	要望事項	要旨	ブロック
1	その他(事業名等:防災・省エネまちづくり緊急促進事業) 非住宅部分の技術評価に係る公的機関活用の枠組みをつくること。	技術評価について、住宅の性能については公的機関による技術評価の結果を用いることができることとなっており、住宅性能評価書の交付も要件となっている。一方で、非住宅部分については、公的機関による評価が要綱上位置づけられていないため、交付申請の際に都道府県及び国土交通省が技術評価を行うこととなる。 実際の技術基準は住宅と非住宅とで同等の基準とされていることから、公的機関が住宅・非住宅両方を一体的に評価できる枠組みを設けることで、事業者の負担が軽減され、事業の円滑化が期待できる。	北海道・東北

住宅市街地整備推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、住宅市街地整備推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、住宅市街地における美しい景観形成、安全で快適な居住環境の創出、都市機能の更新又は良質な市街地住宅の供給等を推進するために設けられた住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、街なみ環境整備事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等（これらに係る社会資本整備総合交付金等による事業を含み、以下、「住宅市街地総合整備事業等」という。）の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 住宅市街地総合整備事業等に関する意見及び情報の交換。
- 二 住宅市街地総合整備事業等の資料の収集。
- 三 住宅市街地総合整備事業等を促進するための関係機関との連絡及び折衝。
- 四 住宅市街地総合整備事業等に関する研修会等の開催。
- 五 住宅市街地の整備に関する調査研究。
- 六 前各号に定めるもののほか必要と認める事業。

（構成）

第4条 協議会は、都道府県、政令指定都市、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）並びに住宅市街地総合整備事業等に関係する特別区、市町村、地方住宅供給公社及び住宅市街地の整備に関係する公益法人等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（組織）

第5条 協議会に、協議会代表、協議会副代表、幹事、事務局及び監査を置く。

（ブロック）

第5条の2 協議会に、次のブロックを置く。

- 北海道・東北ブロック
- 関東・甲信ブロック
- 東海・北陸ブロック
- 近畿ブロック
- 中国・四国ブロック
- 九州ブロック

（協議会代表）

第6条 協議会代表は、協議会を総括する。

- 2 協議会代表は、定数を1とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会代表の任期は3年とする。

(協議会副代表)

第6条の2 協議会副代表は、協議会代表を補佐する。

- 2 協議会副代表は、定数を3とし、全国会議において会員の中より選出する。
- 3 協議会副代表の任期は1年とする。

(幹事及び事務局)

第7条 幹事は、ブロックごとに定数を2とし、会員の中より選出する。

- 2 幹事は、ブロックごとにブロック代表幹事を選出する。
- 3 幹事の任期は1年とする。
- 4 事務局は都市機構本社とし、公益社団法人全国市街地再開発協会がこれを支援する。なお、事務局の業務は、別に定める実施細則による。

(監査)

第8条 監査は、定数を2とし、全国会議において会員の中より選出する。

- 2 監査の任期は1年とする。

(運営)

第9条 協議会は、全国会議、幹事会議及びブロック会議によって運営する。

(全国会議)

第10条 全国会議は、全会員をもって構成する。

- 2 全国会議は、協議会代表が招集するものとし、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(幹事会議)

第11条 幹事会議は、協議会代表、協議会副代表、幹事及び事務局をもって構成し、必要により他のものを参加させることができる。

- 2 幹事会議は、協議会代表がこれを招集する。
- 3 幹事会議は、協議会の目的を遂行するために必要な事業の推進にあたる。

(ブロック会議)

第12条 ブロック会議は、別表のブロックごとに設置する。

- 2 ブロック会議は、必要に応じてブロック代表幹事がこれを招集する。
- 3 ブロック代表幹事は、協議会に関する事項についてブロック内の連絡及び調整を行い、ブロック会議を代表する。
- 4 ブロック会議の事務は、ブロック代表幹事がこれを行う。

(部会)

第13条 第3条にかかげる事業の遂行のために、必要に応じて協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の構成、組織及び運営は、幹事会議において定める要綱による。

(関係省庁の協力)

第14条 協議会は、第3条にかかげる事業の遂行のために、国土交通省に対して必要な協力を求めるものとする。

(運営費)

第15条 協議会の予算は事業計画の中で定め、年会費及び会議分担金等により運営する。

2 会員が負担する年会費は金20,000円とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構及び都市機構は、金80,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、部会の要綱で特に定めた会員については年会費を減額することができる。

4 前二項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する甚大な災害に被災した会員については年会費を免除することができる。

5 前三項の規定にかかわらず、住宅市街地の整備に関係する公益法人等は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は年会費を免除する。

一 母体の地方公共団体が協議会の会員である。

二 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会に参加している。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(改正等)

第17条 この規約に定めのない事項及び規約の改廃は、全国会議の議を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成2年12月12日から施行する。

(経過措置)

第1条 第6条第3項に定める任期については、平成8年度に限り1年とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年6月24日から施行する。ただし、第4条中「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）」とし、第7条、第15条及び第12条別表中「都市基盤整備公団」とあるのは「都市機構」として、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年5月22日から施行する。

住宅市街地整備推進協議会 事務局業務実施細則(案)

(通則)

第1条 住宅市街地整備推進協議会(以下「協議会」とする。)規約第7条の4に定める事務局
(「以下「事務局」とする。))が行う業務の内容については、以下のとおりとする。

(事務局が行う業務の内容)

第2条 事務局は、次条に規定する業務を除き、次の各号に掲げる業務を行うこととする。

- 一 全国会議等に係る業務
 - イ 全国会議の事務局業務
 - ロ 幹事会議の事務局業務
- 二 会員情報管理、広報に係る業務
 - イ 入退会管理
 - ロ 協議会活動の広報窓口
- 三 会計等に係る業務
 - イ 協議会資産帳簿類の管理
 - ロ 各種会計事務
 - ハ 年度予算に係る執行管理、決算及び監査に係る対応

(公益社団法人全国市街地再開発協会からの支援)

第3条 公益社団法人全国市街地再開発協会が支援する業務は、次のとおりとする。

- 一 住宅市街地整備研修会に関する業務
- 二 書籍販売に関する業務
- 三 その他庶務的業務

(事務局業務に要する経費)

第4条 事務局及び公益社団法人全国市街地再開発協会は、業務に要する経費について、協議会へ請求することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 23 年 6 月 23 日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 26 年 5 月 22 日より施行する。